

幼児に係る多様な集団活動利用支援事業の実施について

1. 事業概要

幼稚園・保育園等の認可を受けていないが、地域や保護者のニーズに応じて地域において多様な集団活動を行う施設等を利用する満 3 歳以上小学校就学前の幼児の保護者に対し、経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を多様な集団活動事業利用者補助金として交付する。

例) インターナショナルスクール、野外保育

2. 補助対象者

本市に居住し、対象施設等をおおむね 1 日 4 時間以上 8 時間未満、週 5 日以上及び年間 39 週以上利用し、当該利用月の初日に在籍している幼児の保護者

3. 補助金の額等

原則として 1 月当たり 20,000 円又は幼児の保護者が対象施設に支払った月額の利用料のいずれか少ない額

4. 対象施設

施設等からの申請に基づき、下記の基準等を満たすと市長が決定したもの

○対象施設等の主な基準

| 項目 | 基準の内容 |
|---------------------------|--|
| 開所時間 | 1 日 4 時間以上 8 時間未満、週 5 日以上、年間 39 週以上 |
| 子どもの割合 | 保育の必要性のある子ども（幼児教育・保育無償化の対象児童）が半数を超えない |
| 職員の資格 | 有資格者 1 / 3（幼稚園教諭、保育士、看護師等） |
| 職員の配置基準 | 3 歳児：20 人につき 1 人以上 4 歳児以上：30 人につき 1 人以上 ただし、いずれも常時 2 人を下回ってはならない |
| 構造設備及び面積（当該構造設備を有する場合に限る） | 集団活動室 1.65 m ² 以上 / 人、調理室、便所、手洗用設備、必要な遊具等の備え付け |
| 集団活動の内容 | ・ 幼児一人一人の心身の発育及び発達の状況に基づいた適切な教育・保育等の計画を策定し、実施すること ・ 各施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実施すること |

5. 対象予定施設

「よっかいどう野外保育さとのたね」（四街道市）

子ども・子育て支援新制度の概要

市町村主体

国主体

子どものための教育・保育給付

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の財政支援

施設型給付費

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、
居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付

新制度の対象とならない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援

施設等利用費

新制度の対象とならない
幼稚園

特別支援学校

預かり保育事業

認可外保育施設等

- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

※認定こども園（国立・公立大学法人立）も対象

地域子ども・子育て支援事業

地域の実情に応じた
子育て支援

- ①利用者支援事業
- ②延長保育事業
- ③実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑤放課後児童健全育成事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦乳児家庭全戸訪問事業
- ⑧・養育支援訪問事業
 - ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑨地域子育て支援拠点事業
- ⑩一時預かり事業
- ⑪病児保育事業
- ⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑬妊婦健診

仕事・子育て両立支援事業

仕事と子育ての
両立支援

- ・企業主導型保育事業
⇒ 事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援（整備費、運営費の助成）
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
⇒ 繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援
- ・中小企業子ども・子育て支援環境整備事業
⇒ くるみん認定を活用し、育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業を支援